

【 第2次千葉市食育推進計画について（概要） 】

資料 1

第1章 計 画 策 定 に あ た っ て

P3～

1 計画策定の目的

市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として策定。

2 計画の位置づけ

- ・食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画
- ・国の「第2次食育推進基本計画」、県の「第2次千葉県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえた上で、本市の地域特性や実状を反映。

3 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

第2章 これまでの取り組みの評価と課題

P6～

1 食を取り巻く現状と課題

- ・共食の減少
- ・朝食の欠食
- ・肥満、やせの増加
- ・栄養の偏り
- ・野菜摂取量の不足 など

2 基本目標の評価 ⇒ 関連する数値目標の達成状況から評価

3 食育施策の取り組み状況 ⇒ 5分野88事業の食育施策を推進

4 数値目標の達成状況（11項目36指標） ⇒ 達成8 改善13 変化なし2 改善なし13

第3章 食 育 推 進 の 方 向 性

P24～

1 基本理念

こどもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

2 基本目標

「食」を大切に作る心の育成

【重点取組】一緒に食べる『楽しい食卓』

家族や仲間と一緒に食べ、笑顔の広がる「楽しい食卓」をめざし、共食の推進に取り組みます。

「食」の理解と実践

【重点取組】食から始まる『健康づくり』

青壮年期に重点を置き、大学や事業所等と連携を図り、食を通じた「健康づくり」に取り組みます。

「食育」の「輪」の展開

【重点取組】食で育む『地域のつながり』

食を通じて「地域のつながり」を深められるよう関係機関・団体等と連携して食育を推進します。

3 推進キャッチフレーズ

「おいしいね、たのしいね、たべるってだいじだね」

4 数値目標（P28）

①食育に関心のある市民の割合の増加	⑧メタボ予防・改善の取り組みの実践
②共食の増加（朝食・夕食）	⑨咀嚼良好者の割合の増加（60歳代）
③朝食を欠食する市民の割合の減少	⑩千葉市食生活改善推進員の増加
④肥満者の割合の減少	⑪学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（重量ベース）
⑤やせている人の割合の減少	⑫販売店での市内産農産物コーナーの設置数の増加
⑥主食・主菜・副菜を組み合わせた食事	⑬地産地消キャンペーン回数の増加
⑦野菜摂取量の増加	計 13項目

1 家庭・地域における食育の推進（P31～）

	項目	主な取り組み
1	楽しく食べることの推進・望ましい食習慣と知識の習得	朝ごはんをとることの普及啓発、若者を対象とした食育の推進、災害等の非常時に備えた食に関する普及啓発 等
2	妊産婦と乳幼児等への食育の推進	乳幼児期の発達・発育段階に応じた栄養指導 等
3	健康づくりのための食育の推進	健康教育、栄養相談の実施 等
4	高齢期における食育の推進	介護予防教室・相談の実施 等
5	歯科保健活動における食育の推進	イベント開催、高齢者の口腔機能の向上 等
6	地域における「食」を学ぶ機会の充実	公民館等身近な場所での講座開催、食生活改善推進員の活動 等
7	食品関連事業者等と連携した食育の推進	健康づくり応援店の普及、給食施設指導 等

2 保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進（P38～）

	項目	主な取り組み
1	保育活動や教育活動を通じた食育の推進	食育計画の作成、乳幼児の発達の応じた食育活動、食に関する指導等
2	指導体制の充実	職員研修の充実
3	給食を通じた食育の推進	献立内容の充実、地元農産物の導入 等
4	農業体験や食品の調理などの体験活動の推進	栽培・収穫体験、調理体験、農業体験 等
5	保護者への普及啓発・地域との連携	食育だよりなどを通じた情報提供、食育フェスティバル 等

3 地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進（P44～）

	項目	主な取り組み
1	市内産農畜産物への理解と促進	千葉県産農産物生産者認証マークの活用、生産者による出張事業 等
2	地産地消の推進	地産地消キャンペーンの開催、情報提供、学校給食への導入 等
3	生産者と消費者との交流と体験活動の促進	市民農園・体験農園・観光農園の整備促進 等
4	地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及	地元産食材を活かした料理の普及 等
5	環境にやさしい食育の推進	エコ料理の普及啓発、3R教育・学習の実施 等

4 食の安全・安心に関する情報の提供（P49～）

	項目	主な取り組み
1	食品の安全性に関する情報の提供	食の安全に関する講演会、意見交換会、ホームページ等による情報提供 等

5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立（P51～）

	項目	主な取り組み
1	食育推進運動の展開	イベントの開催、各種広報媒体による情報発信 等
2	関係機関・団体等との連携・協力体制の確立	地域食生活連絡会、地域・職域連携推進事業 等
3	食育推進に関わる人材の育成・支援	食生活改善推進員等のボランティア育成、研修会の開催 等

第5章 ライフステージに応じた食育の推進

P55～

ライフステージを7つに区分した市民の行動指針

妊娠期 授乳期	乳幼児期 (0～5 歳)	学童期 (6～11 歳)	思春期 (12～18 歳)	青年期 (19～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳以上)
------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------

第6章 計画の推進にあたって

P65～

・関係機関・団体等との連携・協働による食育推進 ・計画の進行管理、評価、見直し